

税の申告と支払は 正しく 早めに やりましょう！

◆所得税などの確定申告

◎2025年分の申告・納税期限について

税の種類	申告・納税期限	振替納付日
所得税および復興特別所得税・贈与税	3月16日(月)	4月23日(木) ※贈与税は入りません
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(火)	4月30日(木)

★申告書は 国税庁の公式ウェブサイトから 作れます

確定申告書等の作成コーナー <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/smsp/top#bsctrl>

◎確定申告会場で 申告ができます！

会場で 自分のスマートフォンとマイナンバーカードを使って 申告書を作ります。手続きに必要な書類とスマートフォン、マイナンバーカードを持ってきてください。

期間	2月16日(月)から3月16日(月)まで 午前9時から午後5時まで ※土日 祝 休み ※受付は午後4時に終わります。また3月1日(日)は 開いています。
場所	ツインメッセ 静岡 南館 (駿河区 曲金3丁目1番10号)

◆注意!!

ツインメッセ静岡に入るためには「入 場 整理券」が必要です。「入 場 整理券」は ツインメッセ静岡で当日配付します。また 国税庁の公式LINEから 事前に予約ができます。

公式LINEはこちら <https://page.line.me/994ggzfc?openQrModal=true> 同じ日に来る人が多いと来る日を変えてもらうことがあります。また配布 状況は 国税庁 ウェブサイトから 見るができます。2月16日(月)から3月16日(月)までは 税務署には申告する場所はありません。

◆申請前に確認しましょう!!

○スマートフォンとマイナンバーカードで申告するときは 下の2つのパスワードが必要です。

①署名用電子証明書(英数字6桁から16桁) ②利用者証明用電子証明書(数字4桁)

○申告する前に マイナポータルアプリをインストールしておく と 良いです。

○マイナンバーカードの電子証明書は 有効期限があります。期限を過ぎた人はe-Taxが使えません。早めに更新してください。有効期限と更新方法は「デジタル庁公式note」を確認してください。

「デジタル庁 公式note」はこちら→<https://digital-gov.note.jp/n/nff8306c9b552>

◎現金以外での納付(支払い)について

国税の支払いは 銀行の窓口に行かなくても 支払うことができます。

詳しくは 国税庁ホームページ「納税に関する総合案内」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>

振りかえのうけい 振替納税	前もって提出した預貯金口座から 国税庁が決めた支払日に 自動的に口座から支払われます。
ダイレクト納付 (e-Taxの口座振替)	e-Taxを使って 前もって提出した預貯金口座から 支払われます。
インターネットバンキング	インターネットバンキング口座やATMから支払います。
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払いサイト」を使って クレジットカードを使って 支払います。
スマホアプリ納付	e-Taxで申告のデータを送った後に「国税スマートフォン決済専用サイト」を使って「OOPay」のスマホで支払うアプリで支払います。

問い合わせ

静岡税務署 ☎054-252-8111 清水税務署 ☎054-355-2364

◆個人の市民税・県民税の申告について

◎市民税・県民税の申告が必要な人は 下の①と②の人です。

①給与所得者(会社員など)

給与のほかに 所得のある人(給与以外の所得が 20万円以下でも 申告が必要です。)

・仕事先から 市役所へ 給与支払報告書が 出されていない人など

②給与所得者ではない人

2025年の 合計所得金額が 非課税限度額を超える人

非課税限度額 = 315,000円 × 同一生計配偶者と扶養親族の合計人数 + 1) + 10万円

※同一生計配偶者 または 扶養親族がいる人は さらに189,000円が 追加になります。

2026年の 市民税・県民税は 2025年の所得で決まります。忘れずに 申告しましょう!

(※2025年分の 所得税の確定申告書を出した人は 申告はいりません。)



◎電子申請システムや郵送でも申告できます。

市のホームページの「住民税試算システム」を使って家のパソコンから源泉徴収票や給料等を入力して申告書の作成ができます。

- ①「住民税試算システム」<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8374/s000519.html>から

個人の市民税・県民税の申告書を作ります。

- ②「電子申請システム」<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8374/s013008.html>から申告書を送付

※申告する人のマイナンバーカードとスマホのアプリ「x i D」が必要です。



郵送の場合は 市民税課 (〒420-8602 市役所静岡庁舎新館2階)

清水市税事務所 (〒424-8701 市役所清水庁舎2階)

※本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証)のコピーも一緒に送ってください。



●申告する金額の 根拠資料 (源泉徴収票や控除証明書等)が必要です。

◎窓口での申告

期間	3月16日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで ※平日のみ 開いています。 (駿河区役所の 会場は 2月10日(火)から 開いています。)
場所	市役所静岡庁舎新館2階 市民税課 ☎054-221-1041 駿河区役所1階 市民税課 ☎054-221-1542 市役所清水庁舎2階 清水市税事務所 ☎054-354-2072
持ち物	●所得や経費が分かるもの 源泉徴収票、帳簿、領収書など ●控除のために必要な書類 生命保険料・地震保険料 国民年金保険料などの控除証明書 国民健康保険料(税)・介護保険料・後期高齢者医療保険料の2025年に払った金額が分かるもの(年金の源泉徴収票・領収証書など)医療費控除の明細書など ●申告者本人・扶養家族などの「マイナンバーカード」または「通知カードと本人確認書類」 ▲本人確認書類 マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・障害者手帳など1つ または 資格確認書・年金手帳・年金証書・社員証などは 2つ必要です。 ※このほか申告によって必要な書類があります。詳しくは 市役所に聞いてください。

詳しくはこちら→<https://www.city.shizuoka.lg.jp/shinsei/s8374/p2083.html>

問合せ

市民税課 ☎054-221-1041または054-221-1542 清水市税事務所 ☎054-354-2072



静岡市国際交流課が やさしい日本語にしました